

青森市長等の損害賠償責任に関する条例及び青森市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

令和 8 年 9 月 2 4 日施行の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例において引用する条項を整理するため制定するもの。なお、今回の改正は引用条項の整理を行うものであり、制度の内容を変更するものではない。

2 改正内容

(1) 青森市長等の損害賠償責任に関する条例

本条例は、市長等が職務上の行為により市に損害を生じさせた場合において、善意であり、かつ、重大な過失がないときは、法令に基づく基準により、その損害賠償責任の一部を免責することを定めるものである。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項</u> の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法 <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u> の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法 <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免責することに関し必要な事項を定めるものとする。
(損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等について地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号） <u>第 1 7 3 条の 5 第 1 項第 1 号</u> の規定により損害の賠償の責任を負う額から控除する基準として算定される額に相当する額をそれぞれ控除して得た額について免れさせるものとする。	(損害賠償責任の一部免責) 第 2 条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等について地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号） <u>第 1 7 3 条の 4 第 1 項第 1 号</u> の規定により損害の賠償の責任を負う額から控除する基準として算定される額に相当する額をそれぞれ控除して得た額について免れさせるものとする。

(2) 青森市公営企業の設置等に関する条例

本条例は、本市が経営する水道事業、自動車運送事業、病院事業、公共下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものである。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 1 4 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 2 0 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 1 4 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 2 0 万円以上である場合とする。

3 施行期日

令和 8 年 9 月 2 4 日